

## 栄養教諭の職務について

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。  
(学校教育法 第37条)

食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとしてその職務とする  
(食に関する指導体制の整備について平成16年1月20日中央教育審議会答申)

### 食 育

#### 食に関する指導

##### 1 児童生徒への個別的な相談指導

- (1) 偏食傾向 (2) 痩身願望
- (3) 肥満傾向 (4) 食物アレルギー
- (5) スポーツをする児童生徒 など

##### 2 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導

- (1) 学級担任や教科担任等と連携して関連教科や特別活動等における食に関する指導
- (2) 食育を通じた健康状態の改善等の推進 など

##### 3 食に関する教育指導の連携・調整

- (1) 全体計画作成の検討、原案作成、決定等の進行管理
- (2) 教職員間や家庭、地域社会との連携・調整の要
- (3) 給食献立計画、給食の時間の指導計画、教科の食に関する計画の関連づけを積極的に実施
- (4) 教職員に対し食の観点から把握した児童生徒の生活実態、学校給食の現状や課題等を積極的に提示し、方策を明確化
- (5) 食に関する取組事例、研究成果等を積極的に提供など

#### 学校給食の管理

- 1 学校給食に関する基本計画の策定及び学校給食の実施に関する組織への参画

##### 2 栄養管理

- (1) 学校給食における栄養量及び食品構成に配慮した献立の作成と検証
- (2) 学校給食の調理、配食に関する指導助言

##### 3 衛生管理

- (1) 施設設備の使用方法等に関する指導・助言
- (2) 調理従事員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期すための日常の点検及び指導
- (3) 学校給食の安全を期すための検食の実施及び検査用保存食の管理

##### 4 物資管理

- (1) 学校給食用物資の選定、購入及び保管への参画

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持ち、**学校給食を生きた教材として活用した効果的指導を行う教諭**として、平成17年度より新設されました。福島県では、平成19年度からこれまで**28名が各地域に配置**され活動しています。各学校においては、近隣の栄養教諭と連携を図りながら、自校の食育を一層促進させることが求められています。

※食に関する指導体制の整備について (平成16年1月20日中央教育審議会答申)

※栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について (通知)  
(平成16年6月30日文部科学省スポーツ・青少年局長、文部科学省初等中等教育局長)

※食育推進基本計画 (平成18年3月31日食育推進会議)

※食に関する指導の手引き (平成19年3月文部科学省)

※学校栄養職員の職務内容について (昭和61年3月13日文部省体育局長)

参 照